

給与システム 平成 24 年版(Ver.H24.10)のリリースの予定

給与システム 平成 24 年版 (Ver.H24.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. システムの対応内容

1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

1-1.発行プログラム

| システム名 | 発行プログラム |
|----------------------|------------|
| InterKX 給与計算・法定調書 | Ver.H24.10 |
| 給与応援 Super スタンドアローン版 | |
| 給与応援 Super ネットワーク版 | |
| 給与応援 Lite | |
| 法定調書顧問 | |

1-2.バージョンアップ対象

| システム名 | バージョンアップの対象 |
|----------------------|--|
| InterKX 給与計算・法定調書 | Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1・e2 Ver.H23.11/Ver.H23.11.e1・e2 Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1・e2 Ver.H23.13/Ver.H23.13.e1・e2 |
| 給与応援 Super スタンドアローン版 | Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1・e2 Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1・e2 Ver.H23.13/Ver.H23.13.e1・e2 |
| 給与応援 Super ネットワーク版 | Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1・e2 Ver.H23.11/Ver.H23.11.e1・e2 Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1・e2 Ver.H23.13/Ver.H23.13.e1・e2 |
| 給与応援 Lite | Ver.H23.10/Ver.H23.12/Ver.H23.13 |
| 法定調書顧問 | Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1 Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1 |

1-3.リリース時期

■送品開始日（予定）

InterKX 給与計算・法定調書 : 2012年11月16日（金）
給与応援 Super : 2012年11月21日（水）
給与応援 Lite : 2012年11月28日（水）
法定調書顧問 : 2012年11月22日（木）

■InterKX インターネットダウンロード（ダウンロードマネージャー）の公開（予定）

InterKX 給与計算・法定調書 : 2012年11月13日（火） 9:00

■マイページのダウンロード公開（予定）

InterKX 給与計算・法定調書 : 2012年11月13日（火） 9:00
給与応援 Super : 2012年11月13日（火） 9:00
給与応援 Lite : 2012年11月16日（金） 9:00
法定調書顧問 : 2012年11月16日（金） 9:00

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

■期限付きプロダクトID

Ver.H24.10用の2週間限定プロダクトIDをご連絡します。

給与応援 Super スタンドアローン版 : 876787-143558-321557-687335
給与応援 Lite : 857785-243368-302555-787145
法定調書顧問 : 156115-186352-601985-620139

※タビスランドのダウンロードページからの先出し提供は行いません。

※サポート用プログラムをご購入いただいている代理店様は、マイページよりプログラムをダウンロードしていただくことが可能です。

1-4. 動作環境

Ver.H24.10より動作環境にWindows Server 2012、Windows 8が追加される予定です。

1-5. 電子申告プログラムについて

給与システム Ver.H24.10用の電子申告更新用プログラムについては以下のとおり2回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

■2012年11月公開分

Ver.H24.10で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで平成24年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開（予定） : 2012年11月22日（木）

| システム名 | 発行プログラム | バージョンアップの対象 |
|----------------------|---------------|-------------|
| InterKX 給与計算・法定調書 | Ver.H24.10.e1 | Ver.H24.10 |
| 給与応援 Super スタンドアローン版 | | |
| 給与応援 Super ネットワーク版 | | |

■2013年1月公開（予定）分

Ver.H24.10 で平成 24 年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。対応概要については、別途、電子申告 Ver.H24.14 のシステムインフォメーションにてご案内いたします。

ダウンロード公開（予定）：2013年1月上旬

| システム名 | 発行プログラム | バージョンアップの対象 |
|----------------------|---------------|-----------------------------|
| InterKX 給与計算・法定調書 | Ver.H24.10.e2 | Ver.H24.10 Ver.H24.10.e1 |
| 給与応援 Super スタンドアローン版 | | |
| 給与応援 Super ネットワーク版 | | |
| 法定調書顧問 | Ver.H24.10.e1 | Ver.H24.10 |

■注意点

平成 23 年度版で電子申告を行われているお客様が、Ver.H24.10 にバージョンアップを行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。

特にインターネットダウンロードやマイページから、給与プログラム Ver.H24.10 を早期入手した場合や、法定調書顧問については Ver.H24.10 へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

1-6.11月中の予定日程（参考）

| 製品 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------|-------|-------|---------------------------|-------|-------|---------|-------|
| | 11/11 | 11/12 | 11/13 | 11/14 | 11/15 | 11/16 | 11/17 |
| Inter KX | | | マイページ公開 ダウンロードマネージャー公開 | | | リリース | |
| Super SA | | | マイページ公開 | | | | |
| Super NW | | | マイページ公開 | | | | |
| Lite | | | | | | マイページ公開 | |
| 法定調書 | | | | | | マイページ公開 | |
| | 11/18 | 11/19 | 11/20 | 11/21 | 11/22 | 11/23 | 11/24 |
| Inter KX | | | | | e1 公開 | | |
| Super SA | | | | リリース | e1 公開 | | |
| Super NW | | | | リリース | e1 公開 | | |
| Lite | | | | | | | |
| 法定調書 | | | | | リリース | | |
| | 11/25 | 11/26 | 11/27 | 11/28 | 11/29 | 11/30 | |
| Inter KX | | | | | | | |
| Super SA | | | | | | | |
| Super NW | | | | | | | |
| Lite | | | | リリース | | | |
| 法定調書 | | | | | | | |

2. システムの対応内容

2-1. 税制改正対応

■生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

(1)平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等（以下「介護医療保険料」といいます。）について、介護医療保険料控除（適用限度額 4 万円）が設けられました。

ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円とされました。

ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

| 支払った保険料等の金額 | 控 除 額 |
|-----------------------|------------------------------|
| 20,000 円以下 | 支払った保険料等の全額 |
| 20,001 円から 40,000 円まで | 支払った保険料等の金額の合計額×1/2+10,000 円 |
| 40,001 円から 80,000 円まで | 支払った保険料等の金額の合計額×1/4+20,000 円 |
| 80,001 円以上 | 一律 40,000 円 |

ニ 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用することとされました。

(2)平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 5 万円）が適用され、控除額の計算は次のとおりとなります。

| 支払った保険料等の金額 | 控 除 額 |
|------------------------|------------------------------|
| 25,000 円以下 | 支払った保険料等の全額 |
| 25,001 円から 50,000 円まで | 支払った保険料等の金額の合計額×1/2+12,500 円 |
| 50,001 円から 100,000 円まで | 支払った保険料等の金額の合計額×1/4+25,000 円 |
| 100,001 円以上 | 一律 50,000 円 |

(3)新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 4 万円）とされました。

イ 新契約の支払保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額

《適用関係》

これらの改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用されます。

■様式変更：平成 24 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
 平成 22 年度税制改正により生命保険料控除が改組され、平成 24 年分以後の所得税について適用
 されます。

国税庁：

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h24_05.pdf より

平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特
配偶者の支払者変更印

| | | | |
|--------|--------------------|------------------|--|
| 所轄税務署長 | 給与の支払者の 名称（氏名） | (フリガナ) あなたの氏名 | |
| 税務署長 | 給与の支払者の 所在地（住所） | あなたの住所 又は居所 | |

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

| 保険会社等 の名称 | 保険等の 種類 | 保険期間 又は 年金払 期間 | 保険等の 契約者の氏名 | 氏名 | あなたの 住所 又は 居所 | 新・旧 の区 分 | あなたが本年中に支 払った保険料等の金額 (分配を受けた剰余金等 の控除後の金額) | 給与の 支払者の 確認印 |
|------------------|------------|-------------------------|----------------|----|------------------------|----------------|--|--------------------|
| 一般の生 命保 険料 | | | | | | 新・旧 | 円 | |
| 個人年 金保 険料 | | | | | | 新・旧 | 円 | |
| 介護医 療保 険料 | | | | | | 新・旧 | 円 | |
| 地産保 険料 | | | | | | 新・旧 | 円 | |

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

| あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。) | 円 | | |
|---|----------|----------|------------|
| 配偶者の氏名 (フリガナ) | | | |
| あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 | | | |
| ○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができます。 あなたと配偶者は、配偶者特別控除を受ける年の1月1日現在、同一世帯に同居し、青色申告専業主婦として給与の支払を受ける場合又は自営事業専業主婦に該当する場合は、申告できません。また、夫婦の双方がおいに配偶者特別控除を受けることはできません。 | | | |
| ○ 配偶者の合計所得金額(見込額)を次の表により計算してください。 | | | |
| 所得の種類 | 収入金額等① | 必要経費等② | 所得金額③(①-②) |
| 給与所得 | 円 | 650,000 | 円 |
| 事業所得 | 円 | | 円 |
| 雑所得 | 円 | | 円 |
| 配当所得 | 円 | | 円 |
| 不動産所得 | 円 | (借入所得控除) | 円 |
| 退職所得 | 円 | (借入所得控除) | 円 |
| ○①-②以外の所得 | 円 | | 円 |
| 配偶者の合計所得金額①-②の合計額 | | | 円 |
| ○ 配偶者特別控除額の早見表 | | | |
| 収入の金額 | 控除額 | | |
| 0円から 380,000円まで | 0円 | | |
| 380,000円から 399,999円まで | 380,000円 | | |
| 400,000円から 449,999円まで | 360,000円 | | |
| 450,000円から 499,999円まで | 310,000円 | | |
| 500,000円から 549,999円まで | 260,000円 | | |
| 550,000円から 599,999円まで | 210,000円 | | |
| 600,000円から 649,999円まで | 160,000円 | | |
| 650,000円から 699,999円まで | 110,000円 | | |
| 700,000円から 749,999円まで | 60,000円 | | |
| 750,000円から 799,999円まで | 30,000円 | | |
| 800,000円以上 | 0円 | | |
| 配偶者特別控除額 | 円 | | |

◆計算式◆

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| 計算式 I (新保険料等用) A. C又はDの金額 20,000円以下 A, C又はDの金額 20,001円から40,000円まで A, C又はD×1/2+10,000円 40,001円から80,000円まで A, C又はD×1/4+20,000円 80,001円以上 一律に40,000円 | 計算式 II (旧保険料等用) B又はEの金額 25,000円以下 B又はEの金額 25,001円から50,000円まで B又はE×1/2+12,500円 50,001円から100,000円まで B又はE×1/4+25,000円 一律に50,000円 | 生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円) |
|--|--|--------------------------------------|

○生命保険料控除欄が変更されます。

- 一般の生命保険料、個人年金保険料欄に「新・旧の区分」列が追加されます。
- 一般の生命保険料、個人年金保険料欄が1行追加されます。
- 一般の生命保険料、個人年金保険料欄に新・旧区分別に控除額の計算する欄が追加されます。
- 介護医療保険料欄が追加されます。
- 個人年金保険料欄の「支払開始日」が行ごと表示されるよう位置が移動します。
- 計算式 I (新保険料等用)、計算式 II (旧保険料等用) 欄が追加されます。
- 生命保険料控除欄は一般の生命保険料、介護保険料、個人年金保険料の控除額の合計 (最高 120,000 円) の計算に変更されます。

○社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除欄の位置が移動します。

- 生命保険料控除欄に介護医療保険料、計算式 I (新保険料等用)、計算式 II (旧保険料等用) 欄が追加されたことに伴い、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除欄が右側に移動します。
- 社会保険料控除欄が3行から2行に変更されます。

■様式変更：給与所得の源泉徴収票

平成 22 年度税制改正により、平成 24 年分以後の「給与所得の源泉徴収票」について、年末調整において「生命保険料の控除額」を記載する場合には、「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額」をそれぞれ記載することになります。

それに伴い、「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」の各欄が設けられ、「個人年金保険料」欄がなくなります。

国税庁：

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/pdf/23100051-7.pdf> より

| 平成 年分 給与所得の源泉徴収票 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|-------------|-----|--------------------|-----|------------|--------|--------------|---|-------------|---|-------------|--------|-------------|---------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払を受ける者 | | 住所又は居所 | | 氏名 | | (受給者番号) | | (フリガナ) | | (役職名) | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | | 支払金額 | | | | 給与所得控除後の金額 | | | | 所得控除の額の合計額 | | | | 源泉徴収税額 | | | | | | | | | | |
| 控除対象配偶者の有無等 | | 配偶者特別控除の額 | | 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) | | | | 障害者の数(本人を除く) | | 社会保険料等の金額 | | 生命保険料の控除額 | | 地震保険料の控除額 | | 住宅借入金等特別控除の額 | | | | | | | | |
| 有 | 無 | 控除 | 控除 | 特定 | 老人 | その他 | 特別 | その他 | 千 | 円 | 千 | 円 | 千 | 円 | 千 | 円 | 千 | 円 | | | | | | |
| (摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 | | | | | | | | | | 国民年金保険料等の金額 | | 介護医療保険料の金額 | | 新個人年金保険料の金額 | | 旧個人年金保険料の金額 | | | | | | | | |
| 居住開始年月日 | | | | | | | | | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | |
| 扶養親族 | 16歳未満 | 未成人 | 外国人 | 死亡退職 | 災害者 | 乙欄 | 本人が障害者 | その他 | 妻 | 特別 | 多 | 勤労学生 | 中途就・退職 | | 受給者生年月日 | | | | | | | | | |
| 入 | | | | | | | | | | | | | 就職 | 退職 | 年 | 月 | 日 | 明 | 大 | 昭 | 平 | 年 | 月 | 日 |
| 支払者 | | 住所(居所)又は所在地 | | 氏名又は名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整理欄 | | ① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民年金保険料等の金額 | | | | | | | | | | 円 | | 介護医療保険料の金額 | | | | 円 | | | | | | | | |
| 配偶者の合計所得 | | | | | | | | | | 円 | | 新個人年金保険料の金額 | | | | 円 | | | | | | | | |
| 新生命保険料の金額 | | | | | | | | | | 円 | | 旧個人年金保険料の金額 | | | | 円 | | | | | | | | |
| 旧生命保険料の金額 | | | | | | | | | | 円 | | 旧長期損害保険料の金額 | | | | 円 | | | | | | | | |

■復興特別所得税の創設

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収されることとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(ただし、給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については平成 25 年分以後の源泉徴収表に基づき徴収します。)

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】 (1 円未満の端数切捨て)

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率(\%)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

【合計税率】

$$\text{合計税率(\%)} = \text{所得税率(\%)} \times 102.1\%$$

【税率の例】

| 所得税率(%) | 5 | 7 | 10 | 15 | 16 | 18 | 20 |
|------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 合計税率(%) (所得税率(\%)×102.1%) | 5.105 | 7.147 | 10.21 | 15.315 | 16.336 | 18.378 | 20.42 |

【給与に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収】

毎月の給与や賞与については、平成 25 年分の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

【年末調整】

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

【退職所得等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収】

イ「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合

退職手当等の支払を受ける人がその支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合の退職手当等については、次の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を利用して所得税と復興特別所得税の合計額を算出し、その算出した税額を徴収し、納付します。
(1 円未満の端数切捨て)

| 課税退職所得金額(A) | 税額(B) | 控除額(C) | 税額=((A)×(B)−(C))×102.1% |
|----------------|-------|-------------|--------------------------------|
| 1,950,000 円以下 | 5% | — | ((A)×5%) |
| 3,300,000 円以下 | 10% | 97,500 円 | ((A)×10% − 97,500 円)×102.1% |
| 6,950,000 円以下 | 20% | 427,500 円 | ((A)×20% − 427,500 円)×102.1% |
| 9,000,000 円以下 | 23% | 636,000 円 | ((A)×23% − 636,000 円)×102.1% |
| 18,000,000 円以下 | 33% | 1,536,000 円 | ((A)×33% − 1,536,000 円)×102.1% |
| 18,000,000 円 超 | 40% | 2,796,000 円 | ((A)×40% − 2,796,000 円)×102.1% |

ロ「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合の退職手当等については、退職手当等の支払金額に 20.42%を乗じた金額が源泉徴収すべき所得税と復興特別所得税の合計額になります。(1 円未満の端数切捨て)

【報酬等または株式の配当等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収】

次のとおり源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、納付します。

なお、租税条約の規定により、所得税法及び租税条約特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】（1円未満の端数切捨て）

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率(\%)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

【合計税率】

$$\text{合計税率(\%)} = \text{所得税率(\%)} \times 102.1\%$$

《適用関係》

平成 25 年 1 月 1 日以降から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

（平成 49 年 12 月 31 日まで）

■給与所得控除の改正

(1)その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられました。

【給与所得控除額（給与等の収入額が 1,000 万円超の場合）】

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 | |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 改正前 | 改正後 |
| 1,000 万円超 1,500 万円以下 | 給与等の収入金額 × 5%+170 万円 | 給与等の収入金額 × 5%+170 万円 |
| 1,500 万円超 | | 245 万円 |

《適用関係》

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

(2)給与所得控除の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表（所法別表第二）及び日額表（所法別表第三））、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（所法別表第四）及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（所法別表第五）などについて所要の改正が行われました。

《適用関係》

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。

■参照：平成 25 年分以後 源泉徴収税額表

平成 25 年分以後の給与等について、平成 25 年 1 月 1 日以後に所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表は以下をご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>

■退職所得課税の改正

(1)その年中の退職手当等のうち、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額(改正前：残額の2分の1)とされました。

(注1)「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

(注2)「役員等勤続年数」は、退職手当等に係る勤続期間のうち、例えば、その退職手当等の支払を受ける者がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等(次のイからハに掲げる者をいいます。)として勤務した期間をいいます。

イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者

ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

ハ 国家公務員及び地方公務員

《適用関係》

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(2)特定役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の改正に伴い、特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数の計算方法(所令69の2)、特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法(所令71の2、319の2)、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法(所法201)及び退職所得の源泉徴収票の記載事項(所規別表第六(二))などについて所要の改正が行われました。

《適用関係》

この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。

■退職所得に係る個人住民税改正について

平成23年度税制改正法(地方税)により

(1)退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されます。

(2)特定役員退職手当に係る退職所得の計算について、退職所得控除後、2分の1とする措置が廃止されます。

《適用関係》

この改正は、平成25年分以後に支払われるべき退職所得等について適用されます。

2-2.税制改正によるシステムの対応内容

■給与明細／賞与明細の所得税計算（法定調書顧問を除く）

- ・平成25年1月1日以後の給与計算で所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収するよう対応します。
選択した会社の処理年度（24年度／25年度以降）により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。
- ・賞与明細／個別入力、賞与明細／一覧入力画面の税率を小数点以下3位まで表示されるよう対応します。

※平成23年度版で処理していた平成25年度データをVer.H.24.10へバージョンアップした場合、登録済みの給与（賞与）明細を開いて所得税計算をやり直す必要があります。

※「支給日の特別処理：翌月日付（特別）」で運用している平成24年度の会社データの場合、12月分25年1月支払であっても、平成24年分の所得とみなして、平成24年分の所得税計算がされます。

12月分25年1月支払の給与明細を平成25年以降の所得税計算で計算したい場合は、**年度更新後の平成25年度データ**を「支給日の特別処理：翌月日付（特別）」で運用せず、「支給日の特別処理：当月日付（通常）」で運用してください。給与明細を印刷する際「支給月の前月を印字」をONにすれば、1月分給与を12月分（平成25年1月xx日支給）として処理することができます。

（「支給日の特別処理：翌月日付（特別）」は年間の所得税計算を1月分（2月支払）～12月分で計算するが、12月分の支払については翌年1月に支払わず、12月中の支払日に変更して処理する場合に使用する機能です。）

ケース1. 当月締め翌月支払い・支払日ベースで年末調整を行う場合

例:12月分は前年12月1日から12月31日の間で締め、1月15日支払っている。

年末調整は、**当年1月から12月に支払った給与・賞与をもと**に行う

| 処理月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 締日 | 12/31 | 1/31 | 2/28 | 3/31 | 4/30 | 5/31 | 6/30 | 7/31 | 8/31 | 9/30 | 10/31 | 11/30 |
| 支払日 | 1/15 | 2/15 | 3/15 | 4/15 | 5/15 | 6/15 | 7/15 | 8/15 | 9/15 | 10/15 | 11/15 | 12/15 |

年末調整 ↑↑

● 給与システムでの設定

- ・計算条件：支給日の特別処理「当月日付(通常)」にします
- ・締日：締切日「31」 支払月「翌月」 支払日「15」にします
- ・給与明細書の印刷時：印刷設定画面の「月度の印字」で「支給月の前月を印字」のチェックをオンにします

ケース2. 当月締め翌月支払い・処理月ベースで年末調整を行う場合

例:1月分は1月1日から1月31日の間で締め、2月10日支払っている。年末調整は、当年2月から12月に支払った給与・賞与をもとに行う。ただし、1月10日支払分は12月末日に支払う

| 処理月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 締日 | 1/31 | 2/28 | 3/31 | 4/30 | 5/31 | 6/30 | 7/31 | 8/31 | 9/30 | 10/31 | 11/30 | 12/31 |
| 支払日 | 2/10 | 3/10 | 4/10 | 5/10 | 6/10 | 7/10 | 8/10 | 9/10 | 10/10 | 11/10 | 12/10 | 12/31 |

年末調整 ↑↑

● 給与システムでの設定

- ・計算条件:支給日の特別処理「翌月日付(特別)」にします。
- ・締日：締切日「31」 支払月「翌月」 支払日「10」にします。12月分の月別支払日を「12月31日」に変更します。

■扶養・保険料等控除申告書

[様式変更]

「保険料控除等申告書」の様式変更に対応します。

■年末調整／一覧入力

[項目追加・変更]

「保険料控除等申告書の設定」画面

| ◆給与所得者の保険料控除申告書◆ | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--------------|------------------|--------------------|-----------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 生命保険料控除 | 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間等 | 保険等の契約者氏名 | 保険金等の受取人 | | 保険料等の金額(a) | |
| | | | | | 氏名 | 続柄 | | |
| 一般の生命保険 | | | | | | 新・旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | (a)のうち新保険の合計 | 0 | 新保険の計算値①(最高40,000) | 0 | ③=①+②(最高40,000) | | 0 | |
| | (a)のうち旧保険の合計 | 0 | 旧保険の計算値②(最高50,000) | 0 | ②と③の大きい額(i) | | 0 | |
| 介護医療保険 | | | | | | | 0 | |
| | (a)の合計額 | 0 | | | | 計算値(D)(最高40,000) | 0 | |
| 個人年金保険 | | | | | | 新・旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | | | | | | 旧 | 0 | |
| | 年金の支払開始年月日 | | | | | | | |
| | (a)のうち新保険の合計 | 0 | 新保険の計算値④(最高40,000) | 0 | ⑥=④+⑤(最高40,000) | | 0 | |
| | (a)のうち旧保険の合計 | 0 | 旧保険の計算値⑤(最高50,000) | 0 | ⑥と⑦の大きい額(h) | | 0 | |
| 生命保険料控除額 計(i)+(D)+(h) (最高120,000) | | | | | | | | |
| 地震保険料控除 | 保険会社等の名称 | 保険等の種類(目的) | 保険期間 | 保険等の契約者氏名 | 保険等の対象となった | | 地震又は旧長期 | 保険料等の金額(A) |
| | | | | | 家庭の居住者等 | 続柄 | | |
| | | | | | | | | 0 |
| | | (A)のうち地震保険料の金額合計 | 0 | | | (A)のうち旧長期損害保険料の金額合計 | | 0 |
| | 地震保険料控除額 | 地震(最高50,000) | 0 | | 合計(最高50,000) | | 0 | |
| | | 旧長期(最高15,000) | 0 | | | | 0 | |
| 社会保険料 | 社会保険の種類 | 保険料支払先の名称 | 保険料を負担する人 | | 保険料の金額 | | | |
| | | | 氏名 | 続柄 | | | | |
| | | | | | 0 | | | |
| | | | | | 0 | | | |

○生命保険料控除欄

【一般の生命保険】

- ・入力行が1行追加されます。
- ・新・旧の選択欄が追加されます。(初期値：旧)
- ・「(a)のうち新保険の合計」：一般の生命保険で入力された内容のうち新・旧区分が「新」のものを集計します。
- ・「(a)のうち旧保険の合計」：一般の生命保険で入力された内容のうち新・旧区分が「旧」のものを集計します。
- ・「新保険の計算値①(最高40,000)」：以下の計算に従って計算した結果を表示します。
- ・「旧保険の計算値②(最高50,000)」：以下の計算に従って計算した結果を表示します。
- ・「③=①+②(最高40,000)」：新保険の計算値①(最高40,000)と旧保険の計算値②(最高50,000)の合計額を表示します。(最高40,000円)
- ・「②と③の大きい額(i)」：旧保険の計算値②(最高50,000)と③=①+②(最高40,000)を比べて大きい金額を表示します。

【介護医療保険】

- ・入力行が2行追加されます。
- ・「(a)の合計額」：介護医療保険料の合計が表示されます。
- ・「計算値(D)(最高40,000)」：以下の新保険料の計算に従って計算した結果を表示します。

【個人年金保険】

- ・入力行が1行追加されます。
- ・新・旧の選択欄が追加されます。(初期値：旧)
- ・「年金の支払開始年月日」：入力項目が1項目追加されます。左から入力した日付が順に1行目、2行目、3行目の個人年金保険に反映されます。
- ・「(a)のうち新保険の合計」：個人年金保険で入力された内容のうち新・旧区分が「新」のものを集計します。
- ・「(a)のうち旧保険の合計」：個人年金保険で入力された内容のうち新・旧区分が「旧」のものを集計します。
- ・「新保険の計算値④(最高40,000)」：以下の計算に従って計算した結果を表示します。
- ・「旧保険の計算値⑤(最高50,000)」：以下の計算に従って計算した結果を表示します。

- ・「⑥=④+⑤（最高 40,000）」：新保険の計算値①(最高 40,000)と旧保険の計算値②(最高 50,000)の合計額を表示します。（最高 40,000 円）
- ・「⑤と⑥の大きい額(イ)」：旧保険の計算値⑤(最高 50,000)と⑥=④+⑤（最高 40,000）を比べて大きい金額を表示します。

| 区分 | 保険料の金額の合計 | 控除額 |
|---------|------------------------|--------------------------------|
| 新保険料の計算 | 20,000 円以下 | 支払った保険料の金額の合計 |
| | 20,001 円から 40,000 円まで | 支払った保険料の金額の合計 × 1/2 + 10,000 円 |
| | 40,001 円から 80,000 円まで | 支払った保険料の金額の合計 × 1/4 + 20,000 円 |
| | 80,001 円以上 | 一律に 40,000 円 |
| 旧保険料の計算 | 25,000 円以下 | 支払った保険料の金額の合計 |
| | 25,001 円から 50,000 円まで | 支払った保険料の金額の合計 × 1/2 + 12,500 円 |
| | 50,001 円から 100,000 円まで | 支払った保険料の金額の合計 × 1/4 + 25,000 円 |
| | 100,001 円以上 | 一律に 50,000 円 |

- ・「生命保険料控除額 計(イ)+(ロ)+(ハ)」：②と③の大きい額(イ)と計算値(ロ)（最高 40,000）と⑤と⑥の大きい額(ハ)の合計額を表示します。（最高 120,000 円）

○社会保険料控除欄

- ・入力行が 1 行削除されます。

※Ver.H24.10 へバージョンアップする前に、平成 23 年度版で年末調整／一覧入力の「保険料控除等申告書の設定」画面の内容を事前入力した場合、生命保険料控除に設定された内容はすべてバージョンアップにより旧契約の保険料として判定されます。バージョンアップ後に新・旧区分の見直しをする必要があります。介護医療保険は事前入力することはできません。

また、社会保険料控除欄の 3 行目に入力した内容はバージョンアップ後に削除されます。ご注意ください。

「年末調整／一覧入力」画面

| | | 保険料等申告書 |
|------|----------|---------|
| 保険料等 | 新生命保険料 | 0 |
| | 旧生命保険料 | 0 |
| | 介護医療保険料 | 0 |
| | 新個人年金保険料 | 0 |
| | 旧個人年金保険料 | 0 |
| | 地震保険料 | 0 |
| | 旧長期損害保険料 | 0 |
| | 配偶者の合計所得 | 0 |

○保険料等欄

- ・「生命保険料（一般）」「同（年金）」項目が削除されます。
- ・「新生命保険料」：「保険料控除等申告書の設定」画面の一般の生命保険「(a)のうち新保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「旧生命保険料」：「保険料控除等申告書の設定」画面の一般の生命保険「(a)のうち旧保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「介護医療保険料」：「保険料控除等申告書の設定」画面の介護医療保険「(a)の合計額」が反映されます。上書できます。
- ・「新個人年金保険料」：「保険料控除等申告書の設定」画面の個人年金保険「(a)のうち新保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「旧個人年金保険料」：「保険料控除等申告書の設定」画面の個人年金保険「(a)のうち旧保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「生命保険料控除」：「保険料控除等申告書の設定」画面の「生命保険料控除額 計 (i)+(p)+(r)」が反映されます。「年末調整／一覧入力」画面で「新生命保険料」～「旧個人年金保険料」が上書されていた場合は上書値から計算された生命保険料控除額が優先されて表示されます。

※Ver.H24.10へバージョンアップする前に、平成23年度版で年末調整／一覧入力の保険料等欄の内容を事前入力の上書入力した場合、「生命保険料（一般）」の上書値は「旧生命保険料」に、「同（年金）」の上書値は「旧個人年金保険料」に移行されます。

[様式変更]

- ・「保険料控除等申告書」の様式変更に対応します。
「年末調整／一覧入力」画面で「新生命保険料」～「旧個人年金保険料」が上書されていた場合は、対象の項目に“[上書入力]”の文字が印字されます。
- ・項目追加・変更に伴い「年末調整チェックリスト」「年末調整チェックリスト（表印刷）」の印刷項目を追加・変更します。

※平成25年分の年調計算については、平成25年度版プログラムで対応する予定です。平成25年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

■源泉徴収簿

- ・⑧欄の下に表示される項目のうち「個人年金保険料支払額」については手引の記載に従い、金額が印字されないよう対応します。

■年末調整一覧表・通知書

- ・「年末調整／一覧入力」「給与支払報告書／源泉徴収票」の項目追加・変更に伴い、画面変更、「年末調整結果リスト（表印刷）」の印字項目の変更をします。
- ・年末調整通知書（B5用）の⑧欄の下に表示される項目のうち「個人年金保険料支払額」については手引の記載に従い、金額が印字されないよう対応します。

■給与支払報告書／源泉徴収票

[項目追加・変更]

○保険等（円）欄

- ・「個人年金保険料額」項目が削除されます。
- ・「配偶者合計所得」と「旧長期損害保険料額」項目の間に「新生命保険料額」「旧生命保険料額」「介護医療保険料額」「新個人年金保険料額」「旧個人年金保険料額」欄が追加されます。年末調整／一覧入力画面の保険料等欄の内容が反映されます。

[様式変更]

- ・給与支払報告書／源泉徴収票の様式変更に対応します。
- ・「年末調整／一覧入力」画面の住宅借入金等の「控除の種類」欄で「震：震災被害者」が選択された場合、1回目だけ入力されていても摘要欄に「居住開始年月日 HXX.XX.XX 震住借額 12,345,678」のように自動設定されるよう対応します。

■報酬等入力／報酬等の支払調書（給与応援 Lite を除く）・・・システム対応なし

報酬等入力や報酬等の支払調書（分離モード）の源泉徴収税額は入力（白色）項目であるため、復興特別所得税の対応による自動計算はされません。手計算した結果を入力するようにしてください。

■（所）給与所得の源泉徴収票／退職者用（給与応援 Lite／法定調書顧問を除く）

[項目追加・変更]

○保険等（円）欄

- ・「個人年金保険料額」項目が削除されます。
- ・「配偶者合計所得」と「旧長期損害保険料額」項目の間に「新生命保険料額」「旧生命保険料額」「介護医療保険料額」「新個人年金保険料額」「旧個人年金保険料額」欄が追加されます。金額の表示、印字はされません。

[様式変更]

給与支払報告書／源泉徴収票の様式変更に対応します。

■ (所) 退職所得の源泉徴収票 (給与応援 Lite を除く)

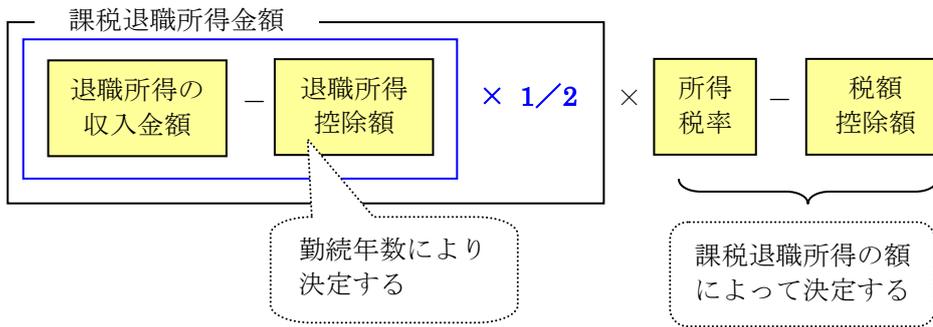
| 区分 | 支払金額 (上段(は内書)) | 源泉徴収税額 (上段(は内書)) | 特別徴収税額 | |
|--------------|-------------------|---------------------|--------|--------|
| | | | 市町村民税 | 道府県民税 |
| 所法第201条1項1号等 | 0 | 0 | 54,000 | 36,000 |
| 所法第201条1項2号等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 所法第201条3項 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5,000,000 | 45,945 | | |

| | | | |
|--------|--|------------|-------|
| 退職所得控除 | 勤続年数 | 就職年月日 | 退職年月日 |
| 320 万円 | 8 年 平成 年01月08日 | 平成 年01月20日 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 特定役員退職手当等に該当する | | |
| 摘要 | | | |

- 25 年度以降データでは「所法第 201 条 1 項 1 号等」「所法第 201 条 3 項」行の源泉徴収税額、特別徴収税額を税制改正の内容で自動計算されるよう対応します。
- 25 年度以降データに「特定役員退職手当等に該当する」のチェックを追加します。ON にすると「特定役員退職手当等」で「所法第 201 条 1 項 1 号等」「所法第 201 条 3 項」行の源泉徴収税額、特別徴収税額が計算されます。OFF にすると「一般退職手当等」で計算されます。勤続年数が 5 年以下の場合のみチェックを ON にできます。
- 25 年度以降データの「勤続年数」を黄色(表示)項目から「計算(水色)項目」に変更します。上書入力できます。

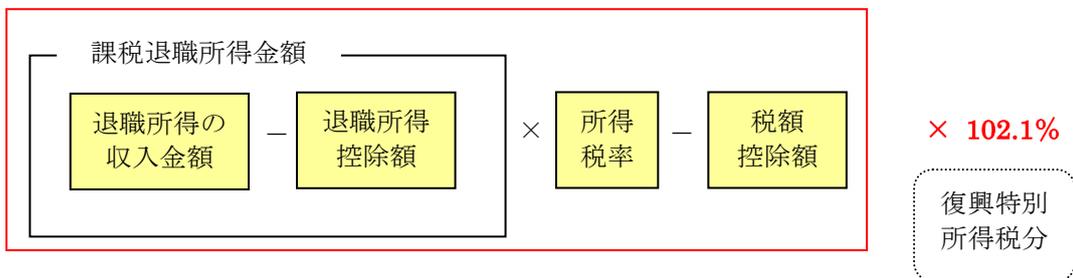
【源泉徴収税額の計算（所得税法第 201 条第 1 項第 1 号適用分：システム 1 行目の区分）】

○平成 24 年分まで

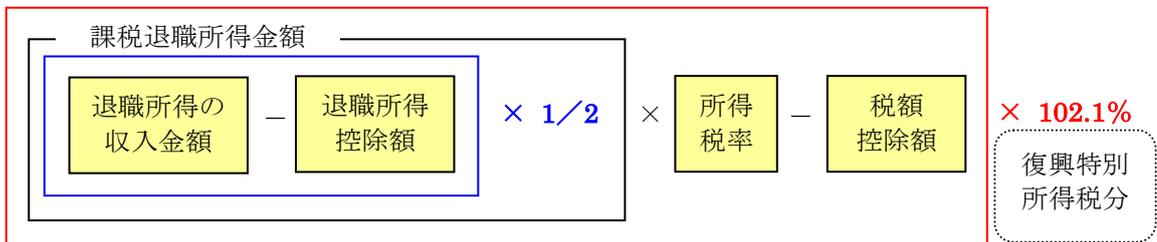


○平成 25 年分以降

・ 特定役員退職手当等

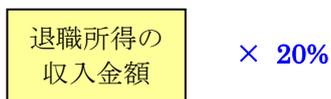


・ 一般退職手当等

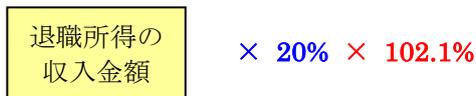


なお、所得税法第 201 条第 3 項適用分（システムでは 3 行目の区分）については以下の計算により源泉所得税を計算します。

○平成 24 年分まで

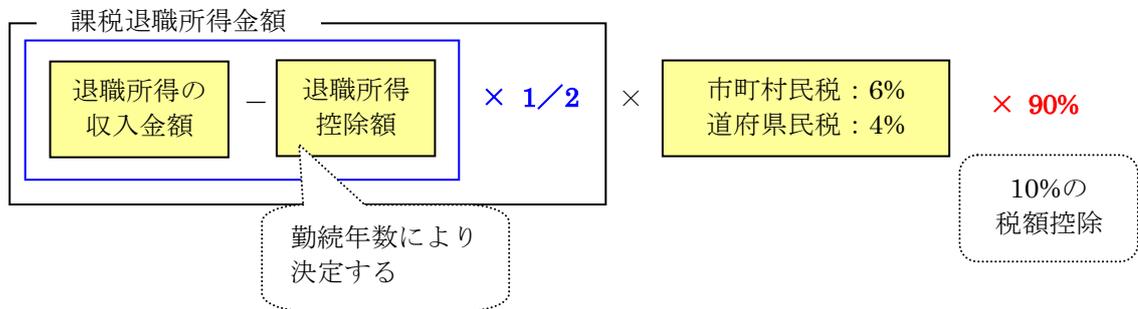


○平成 25 年分以降（1 円未満の端数切捨て）



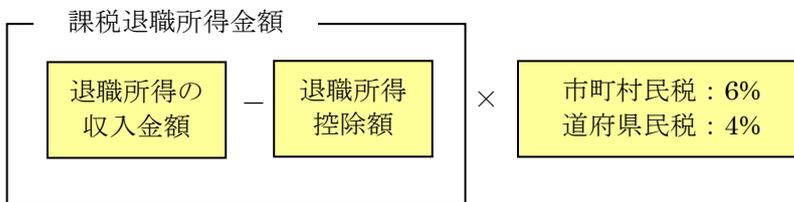
【市町村民税・道府県民税の計算（地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分（システムでは 1 行目の区分）、地方税法第 50 条の 6 第 2 及び第 328 条の 6 第 2 項適用分（システムでは 3 行目の区分）共通）】

○平成 24 年分まで

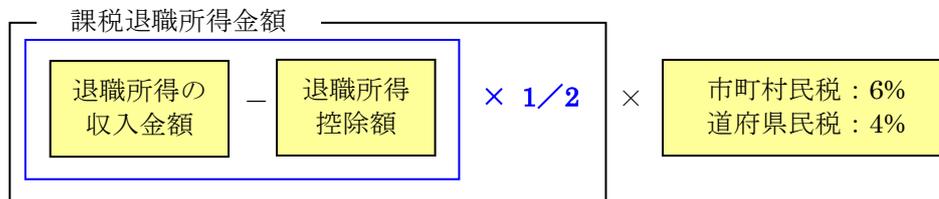


○平成 25 年分以降

・特定役員退職手当等



・一般退職手当等



※システムでは「一般退職手当等」と「特定退職手当等」が両方支給された場合の自動計算には対応しておりません。その場合は手計算により源泉所得税額と特別徴収税額を上書入力してください。

※平成 23 年度版で処理していた平成 25 年度データを Ver.H.24.10 へバージョンアップした場合、登録済みの退職所得の源泉徴収票を開いて源泉所得税額と特別徴収税額の計算をやり直す必要があります。

■配当等の分配の支払調書（給与応援 Lite を除く）

平成 25 年度以降の会社データで、「課税分：一般分」で設定されている配当等の支払調書では、配当等の金額が変更されたタイミングで源泉徴収の税額を「配当等の金額×20.42%（小数点以下の端数は切捨て）」で計算されるよう対応します。（平成 24 年度データでは「配当等の金額×20%」）

※平成 23 年度版で処理していた平成 25 年度データを Ver.H.24.10 へバージョンアップした場合、登録済みの配当等の支払調書の源泉徴収税額は自動で再計算されません。登録済みの配当等の支払調書の配当等の金額を入力しなおして源泉徴収の税額を更新するか、＜配当計算＞により、配当等の支払調書を作成しなおす必要があります。

2-3.社会保険改正対応

- ・保険料率について、25年度のサンプル会社と標準データの初期設定を改定後の料率（健康保険料率については東京都の料率）に変更します。（法定調書顧問除く）
- ・以下の様式変更を行います。（給与応援 Lite／法定調書顧問除く）
 - （健・厚）被保険者資格喪失届（201）
 - （健）被扶養者異動届（202）
 - （健・厚）事業所関係変更届（104）
 - （健・厚）被保険者住所変更届（218）

2-4.その他のシステムの変更点

■セットアップ

給与応援 Super スタンドアローン版／法定調書顧問について、給与応援 Lite 同様、従来の重複チェックに加えて、インターネット上でプロダクト ID を管理し、重複チェックを行う対応を行います。

■辞書更新

郵便番号辞書、銀行コード辞書（法定調書顧問除く）、市町村辞書を更新します。

■汎用データ受入（法定調書顧問除く）

実績データに「月額変更データ」「算定基礎データ」の受入を追加します。（平成 22 年度版の仕様に戻します。）

■従業員情報（法定調書顧問除く）

- ・厚生年金保険料率変更時、従業員情報で厚生年金保険区分「あり」かつ厚生年金の報酬月額が 0 円で設定されている従業員の保険料については 0 円で計算するよう対応します。
- ・起動時に 40 歳または 65 歳に到達した従業員（「介護保険区分：年齢判定計算」に限る）については介護保険メッセージが表示されるよう対応します。

■給与（賞与）明細（法定調書顧問除く）

起動時、65 歳到達により表示される介護保険メッセージに「いいえ」を答えた場合、従業員情報に登録されている介護保険を上書(緑色)項目に変更するよう対応します。（従業員情報も同様）

■年末調整／一覧入力

- ・住宅借入金等「控除の種類」「控除の種類(2 回目)」に「認:認定長期住宅」の選択肢を追加します。
- ・「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面から「職業」列を削除します。
- ・部門や従業員数の登録がかなり多い会社データでも年調計算の時間がかからないよう対応します。（例：部門数 250、従業員数 1500 人で 2 時間→5 分程度まで改善予定）

■法定調書合計表

- ・「災害者区分：災害者」で登録されている従業員であっても、「(A)俸給,給料,賞与等の総額」「(A)のうち丙欄適用の日雇労働者の賃金」「(B)源泉徴収票を提出するもの」欄の集計対象となるよう対応します。
- ・「税理士番号」欄について、0 から始まる税理士番号の入力を可能とします。
- ・A4 白紙印刷の「6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表(314)」の「あっせん手数料」を「あっせん手数料等」に変更します。

■配当等の分配の支払調書（給与応援 Lite 除く）

「配当等の金額」「源泉徴収税額」が 10 桁入力されている場合も枠内に印字されるよう対応します。

■年調合併（給与応援 Lite／法定調書顧問除く）

処理する合併元会社において住民税の納付先の設定で「コード」と「市町村コード」が不一致の登録が多数（50 件程度）ある場合、＜合併元会社の選択＞で対象の会社データを選択して処理を行うとエラーが発生する現象に対応します。

以上、よろしくお願ひいたします。